

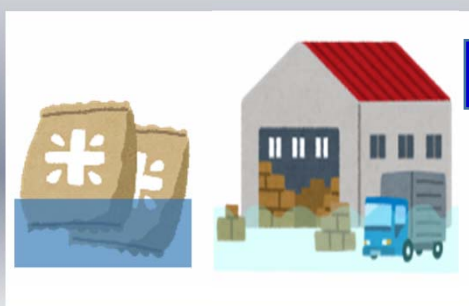
農業者のみなさん!

収穫後に倉庫などで保管する農産物について、自然災害等への備えはできていますか?

令和元年の台風・大雨による災害では、収穫後に倉庫などで保管していた農産物が浸水し、大きな被害が発生しました。

保管する農産物については、農業者の方自らが収入保険や民間保険等へ加入し、被災に備えることが重要です。

倉庫の浸水被害



収入を補償

収入保険

- ・青色申告を行っている農業者が対象です。
- ・全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償します。
- ・倉庫の浸水被害による収入減少も補償の対象です。

※ 詳しくは農業共済組合へお問い合わせください

風水害等の自然災害や火災等により、**倉庫内の農産物が被害を受けた場合に補償する保険商品**があります。

例えば、

- 民間保険会社：事業者向けの火災保険など
- 農業共済組合：建物共済（収容農産物補償特約）

※ 保険商品によって、補償対象事故（火災、風・雪害、水害など）や補償対象財物（例：収容農産物補償特約は米、麦、大豆）が異なります。

※ 詳しくは損害保険会社や農業共済組合などにお問い合わせください。

財産を補償